

職場におけるパワーハラスメント防止に関する基本方針

職場におけるパワーハラスメント及び職場におけるパワーハラスメントに起因する問題（以下「パワハラ問題」という）は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じ、貴重な人材の損失につながり、社会評価にも悪影響を与えかねない大きな問題であると捉え、次に掲げる取り組みを徹底します。

1. 「改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」並びに厚生労働省「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」等及び各省庁のガイドラインを遵守します。
2. パワハラ問題防止のため、当該基本方針を周知し、従業員一人ひとりがパワハラ問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。
3. パワハラ問題に関する苦情・相談の申し出があった場合は、規程に則り迅速かつ適切に対応します。
4. パワハラ問題に関する言動を行った者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処を行います。
5. 苦情・相談に関与した者に対し、以下の対応を徹底します。
 - (1) プライバシーや人権を尊重します。
 - (2) 問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等の秘密の保持を遵守します。
 - (3) 苦情・相談や事実確認のための協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いを禁止します。
6. パワハラ問題防止対策について継続的に改善を行います。

令和4年4月1日
株式会社渡辺建設
代表取締役 渡辺 俊